

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第十四条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 省略
- 二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿(国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十六条第十一項(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)に規定する帳簿を除く。)をいう。以下同じ。)又は国税関係書類(国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。)をいう。

三～七 省略

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

第六条 保存義務者は、第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)の三月前(日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。)の概要その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとしない場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日

(定義)

第二条 同上

一 同上

- 二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿(国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十六条第九項(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)に規定する帳簿を除く。)をいう。以下同じ。)又は国税関係書類(国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。)をいう。

三～七 同上

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

第六条 保存義務者は、第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)の三月前(日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。)の概要その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとしない場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日

一部が、その業務の開始の日から同日以後五月を経過するまでの間に備付けを開始する日又はその設立の日から同日以後六月を経過するまでの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、その業務の開始の日以後二月を経過する日又はその設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

2 保存義務者は、第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合又

には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前日の日までに、当該国税関係書類の種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、同条第三項の承認を受けようとする場合には当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人が、同条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その業務の開始の日から同日以後五月を経過するまでの間又はその設立の日から同日以後六月を経過するまでの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えるものである日又はその設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

以後六月を経過するまでの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

2 保存義務者は、第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合

には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前日の日までに、当該国税関係書類の種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、同条第三項の承認を受けようとする場合には当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、同条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過するまでの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

3 6 同 上